



令和5年(行ウ)第126号 不当労働行為救済命令取消請求事件

原告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被告 東京都(処分行政庁 東京都労働委員会)

## 証 拠 説 明 書

令和5年9月28日

東京地方裁判所民事第19部B1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡 邊 敦 子



被告指定代理人 中 村 優 子



同 澤 田 洋



同 棚 原 伸 郎



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立証趣旨
乙B1 の1	発令通知書 (東京都教育委員会の控え)	写し 東京都教育委員会	令和2年 4月9日	原告の組合員であるアンソニー・ドーラン氏が、令和2年度に東京都立芦花高等学校の外国人英語等教育補助員(ALT)として任用されていること。(本件命令に係る審査手続における乙1の1の立証趣旨)
乙B1 の2	発令通知書 (東京都教育委員会の控え)	写し 東京都教育委員会	令和2年 4月10日	原告の組合員であるメアリー・ダガティ氏が、令和2年度に東京都立芦花高等学校の外国人英語等教育補助員(ALT)として任用されていること。(本件命令に係る審査手続における乙1の2の立証趣旨)
乙B2	東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成27年東京都教育委員会規則第5	写し 東京都教育委員会	令和2年 4月1日 施行(令 和2年7 月30日時 点適用)	東京都教育委員会が、外国人英語等教育補助員(ALT)を、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員(一般職の地方公務員)として任用していること。(本件命令に係る審査手続における乙2の立証趣旨)

	号)				
乙B3	東京都立学校会計年度任用職員設置要綱(31教人職第1973号)	写し	東京都教育委員会	令和2年7月1日施行(令和2年7月30日時点適用)	東京都教育委員会が、外国人英語等教育補助員(ALT)を、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員(一般職の地方公務員)として任用していること。(本件命令に係る審査手続における乙3の立証趣旨)
乙B4の1	発令通知書(東京都教育委員会の控え)	写し	東京都教育委員会	平成31年4月10日	原告の組合員であるアンソニー・ドーラン氏が、平成31年度(令和元年度)に東京都立芦花高等学校の外国人英語等教育補助員(ALT)として任用されていること。(本件命令に係る審査手続における乙4の1の立証趣旨)
乙B4の2	発令通知書(東京都教育委員会の控え)	写し	東京都教育委員会	平成31年4月10日	原告の組合員であるメアリー・ダガティ氏が、平成31年度(令和元年度)に東京都立芦花高等学校の外国人英語等教育補助員(ALT)として任用されていること。(本件命令に係る審査手続における乙4の2の立証趣旨)
乙B5の1	令和2年度外国人英語等教育補助員の勤務条件(和文)	写し	東京都教育委員会	令和2年3月31日	原告の組合員であるアンソニー・ドーラン氏及びメアリー・ダガティ氏に対して、令和2年度に外国人英語等教育補助員(ALT)へ任用するに際して、その身分が地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であることを明示したこと。(本件命令に係る審査手続における乙5の1の立証趣旨)
乙B5の2	令和2年度外国人英語等教育補助員の勤務条件(英文)	写し	東京都教育委員会	令和2年3月31日	原告の組合員であるアンソニー・ドーラン氏及びメアリー・ダガティ氏に対して、令和2年度に外国人英語等教育補助員(ALT)へ任用するに際して、その身分が地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であることを明示したこと。(本件命令に係る審査手続における乙5の2の立証趣旨)
乙B6の1	同意書	写し	アンソニー・ドーラン	令和2年4月9日	原告の組合員であるアンソニー・ドーラン氏が、令和2年度に外国人英語等教育補助員(ALT)へ任用するに際して、「令和2年度 外国人英語等教育補助員の勤務条件」(乙B5の1及び乙B5の2)に記載されたとおり、その身分が地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であることを理解していたこと。(本件命令に係る審査手続における乙6の1の立証趣旨)
乙B6の2	同意書	写し	メアリー・ダガティ	令和2年4月10日	原告の組合員であるメアリー・ダガティ氏が、令和2年度に外国人英語等教育補助員(ALT)へ任用するに際して、「令和2年度 外国人英語等教育補助員の勤務条件」(乙B5の1及び乙B5の2)に記載された

					とおり、その身分が地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であることを理解していたこと。(本件命令に係る審査手続における乙6の2の立証趣旨)
乙B7	令和2年度外国人英語等教育補助員の任用手続に係る書類の送付について(通知)	写し	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	令和2年3月31日	令和2年度の外国人英語等教育補助員(ALT)の任用にあたり、外国人英語等教育補助員の勤務条件をALTに渡し、「同意書」等をALT本人に記入させたこと。(本件命令に係る審査手続における乙7の立証趣旨)
乙B8	外国人英語等教育補助員の勤務割振表兼出勤簿及び「令和2年度外国人英語等教育補助員の勤務条件」の訂正について	写し	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長及び同部特別支援教育指導課長	令和2年4月17日	乙B7により送付した「令和2年度外国人英語等教育補助員の勤務条件」の和文について訂正があったが、英文については訂正がなかったこと。(本件命令に係る審査手続における乙8の立証趣旨)
乙B9	「令和2年度外国人英語等教育補助員の勤務条件」新旧対照表(抜粋)	写し	東京都教育委員会	令和2年4月17日	乙A4「令和2年度 外国人英語等教育補助員の勤務条件(和文)」と、乙B5の1「令和2年度 外国人英語等教育補助員の勤務条件(修正版)(和文)」の対照について。なお、乙B9は、乙B8により送付している。(本件命令に係る審査手続における乙9の立証趣旨)
乙B10	「令和2年度外国人英語等教育補助員の勤務条件」対応関係	写し	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課	令和3年6月	乙A4「令和2年度 外国人英語等教育補助員の勤務条件(和文)」と、乙B5の2「令和2年度 外国人英語等教育補助員の勤務条件(英文)」の対応関係について。なお、黄色マーカー部分は、乙B5の2に直接的な記載のない補足説明である。(本件命令に係る審査手続における乙10の立証趣旨)
乙B11	外国人英語等教育補助員(ALT)の勤務条件(和文)	写し	東京都教育委員会	令和2年3月31日	乙A5「ALT TERMS AND CONDITIONS」の和文について。(本件命令に係る審査手続における乙11の立証趣旨)
乙B12の1	都立芦花高等学校と組合員2名のメール	写し	都立芦花高等学校主任教諭植木みお アンソニー・ドーラン メアリー・ダガテ	令和2年3月2日、3日	令和2年3月2日に、都立芦花高等学校から原告組合員2名に対して、予定されていた時間の出勤が必要でなくなったこと、勤務がなくなったことから当該月の報酬の支払いは難しいことなどを伝えていること。なお、乙B12の1は、令和3年6月3日に、東京都教育庁指導部高等学校教育指導課から東京都教育庁人事部勤労課へ転送されたものである。(本件命令に係る審査手

			イ		続における乙12の1の立証趣旨)
乙B12 の2	都立芦花高等 学校と組合員 2名のメール (和訳)	写し	東京都教 育庁指導 部高等学 校教育指 導課	令和3年 6月	乙B12の1の和訳について。(本件命令に 係る審査手続における乙12の2の立証趣 旨)
乙B13 の1	教育補助員 マスター プ ルーフ・リス ト	写し	東京都教 育委員会	令和3年 4月	アンソニー・ドーラン氏の任用歴につい て。(本件命令に係る審査手続における乙1 3の1の立証趣旨)
乙B13 の2	同上	同上	同上	同上	メアリー・ダガティ氏の任用歴について。 (本件命令に係る審査手続における乙13の 2の立証趣旨)
乙B14	陳述書	写し	東京都教 育庁人事 部勤労課 統括課長 代理(労 務担当) 小林宏之	令和3年 10月21日	令和2年7月30日及び同年11月26日の両日 に、原告が職員の対応を求めて東京都教育 庁に押しかけてきた際に、同庁人事部勤労 課職員と原告との間で行われたやりとり等 について。(本件命令に係る審査手続にお ける乙14の立証趣旨)
乙B15	名古屋高等裁 判所平成13年 (ネ)第999号判 決	写し	裁判所	平成15年 2月26日	登録を受けない職員団体からの交渉申入れ に対しては、当局は応諾義務がないとした 事例であり、東京都教育委員会の主張を根 拠づける裁判例。(本件命令に係る審査手 続における乙15の立証趣旨)